**平成２５年（フ）第７１号**
新潟県阿賀野市大室2139番地186
債務者　成海　一榮
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第７２号**
新潟県阿賀野市大室2139番地186
債務者　成海　キヨ
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第９１号**
新潟県岩船郡関川村大字片貝56番地４
債務者　八幡　一夫
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２５年（フ）第２９４号**
愛知県稲沢市平和町嫁振307番地　北津島病院、住民票上の住所愛知県津島市南本町４丁目３番地１　ルミエール201号
債務者　栗田　明彦
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第６８号**
兵庫県小野市粟生町244番地の15
債務者　佐藤　政輝
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２５年（フ）第６９号**
兵庫県小野市粟生町244番地の15
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２５年（フ）第７４号**
兵庫県西脇市下戸田551番地の１　パーリーゲイツⅡ棟103号
債務者　大橋　浩一
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２５年（フ）第２５８号**
和歌山県橋本市柏原112番地の１　タウニィ井口Ⅱ108号
債務者　永田まゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第２６５号**
和歌山県有田郡有田川町大字奥1025番地
債務者　楠部　榮子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第９７号**
長崎県諫早市宇都町19番36号コーポあさひ２号、前住所長崎県諫早市多良見町囲316番地16
債務者　島原　良文
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第１１３号**
長崎県諫早市川内町143番地１　エトワール末吉Ａ棟202号
債務者　土橋　邦博
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第１８２号**
函館市中道１丁目24番14号　シャトル中道105
債務者　川守田福一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第２８８号**
函館市栄町10番17号
債務者　近藤　一恵（旧姓安井）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第８８４号**
さいたま市岩槻区南平野１丁目13番地19
債務者　齋藤真由美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第９３４号**
埼玉県鴻巣市下谷15番地１、旧住所埼玉県北本市深井６丁目124番地１　ワコーレ鴻巣Ⅰ305号
債務者　宮川　邦彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第９７３号**
埼玉県蕨市錦町３丁目３番35号　クレストＦ206号、旧住所埼玉県蕨市北町１丁目18番19号　蕨第３サニーコート104号
債務者　米倉　勝彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第２０２号**
岡山県倉敷市連島町鶴新田2329番地６
債務者　垣内　恵美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係